

# やちまた男女共同参画だより

Vol.26

## デートDVって？

デートDVは、カップル間で起こる暴力のことです。「愛しているなら、相手が自分の思いどおりになるのが当然」と考え、コントロールしようとする態度や行動のことをいいます。殴る、蹴るだけが暴力ではありません。暴力の種類はさまざまです。どの暴力もこころとからだを傷つけます。

暴力にはさまざまな種類があります。

あなたが「ちょっと我慢すれば・・・」と思っていることも暴力かもしれません。

### 精神的な暴力

- 大声で怒鳴る・バカにする
- 交友関係を制限する
- 無視をする
- 行動を監視・制限する
- メール等をチェックする 等

### 身体的な暴力

- 殴る・たたく・蹴る
- 腕をつかむ・ひねる
- 髪を引っ張る
- 物を投げつける
- 刃物などを突きつける 等

### 経済的な暴力

- デート費用を全く払わない
- 借りたお金を返さない
- 外で働かせない・仕事を辞めさせる
- 生活費を渡さない
- 貯金を勝手に使う 等

### 性的な暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 見たくないポルノビデオ等を見せる
- 嫌がっているのに裸等を撮影する
- 中絶を強要する 等

## 相談窓口

恋人からの暴力は、自分たちで解決するのはとても難しい問題です。一緒に考えてくれる専門の相談窓口があります。プライバシーは守られますので、安心して相談してください。

DV 相談ナビ は れ れ ば #8008

## 令和6年度「男女共同参画週間」 キャッチフレーズ募集

「男だから」「女だから」といった性別役割意識にとわれず、ライフスタイルを選択し、全ての人が希望に応じて、学校や職場など様々な場面で、活躍できる社会へ切り替えていく必要があります。  
皆さんが考える、個性と能力を最大限に発揮できる社会をイメージしたキャッチフレーズをご応募ください！

### 【男女共同参画社会】について

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動を参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）

### ●応募資格

どなたでも応募できます。  
(ただし、応募作品は未発表の自作のものに限ります。)

### ●応募期間

令和6年1月10日(水)から2月23日(金)まで

### ●応募方法

以下のURLから応募フォームに必要事項を入力して、ご応募ください。  
お1人何作品でもご応募可能です！

(URL) <https://www.gender.go.jp/public/week/week.html>  
(内閣府 男女共同参画局「令和6年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズの募集！」)

### ●お問い合わせ

内閣府男女共同参画局総務課 広報啓発担当  
(男女共同参画週間キャッチフレーズ募集係)  
電話 03-5253-2111  
Email [gender-info.cao@cao.go.jp](mailto:gender-info.cao@cao.go.jp)



発行  
八街市総務部企画政策課  
〒289-1192 千葉県八街市八街ほ35-29  
TEL 043-443-1114 FAX 043-444-0815  
E-mail [kikaku@city.yachimata.lg.jp](mailto:kikaku@city.yachimata.lg.jp)  
発行日 令和6年2月